

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和3年 5月 23日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町 5	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都スバル自動車株式会社 代表取締役社長 阿部欣也 電話 075-671-1119

京都市地球温暖化対策条例第 2 5 条第 3 項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑥	427 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	427 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1051 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		1478 台
販売した新車 1 台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.2 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑩	16.1 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	16.1 キロメートル

注 1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 1 0 人以下のもの
(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3 . 5 トン以下のもの
2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 1 6 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 8 0 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 7 月 30 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西京極東大丸町八番地 京都ダイハツ販売株式会社	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 代表取締役 池 辺 聡 志 電話 911-8111

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数		電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	台
	温室効果ガスを排出しない自動車	燃 料 電 池 自 動 車 ②	台
		合 計 ③ (① + ②)	台
		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	49 / 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	49 / 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		789 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		1,280 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		188 キロメートル
販売した新車1台当たりの燃料消費効率		電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	21.6 キロメートル
		④及び⑥の自動車を併せた燃料消費効率	21.6 キロメートル

- 注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第15項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021年 5月 30日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区吉祥院三ノ宮町100	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都トヨタ自動車株式会社 代表取締役 糸田 昌宏

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	3	台
		合 計 ③ （ ① + ② ）	3	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	19	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	3545	台
		合 計 ⑦ （ ④ + ⑤ + ⑥ ）	3564	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		33	台
合 計 （ ③ + ⑦ + ⑧ ）		3600	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		12.8	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	30.3	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	24.6	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		27.5

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021年 9月 16日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市 下京区 朱雀正会町 1番地2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都トヨペット株式会社 代表取締役 長井 貴裕 電話 075-341-8151

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	5	台
		合 計 ③ (① + ②)	5	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	34	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	21	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	2050	台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	2105	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		4441	台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		6551	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		22.1	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	29.5	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	26.0	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		26.0

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021年 7月 3日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条高島町45番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都日産自動車株式会社 代表取締役 奥田 俊彦 電話 075-681-7121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	80	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②		台
		合 計 ③ （ ① + ② ）	80	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④		台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤		台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	2700	台
		合 計 ⑦ （ ④ + ⑤ + ⑥ ）	2700	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1317	台
合 計 （ ③ + ⑦ + ⑧ ）		4097	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		22.7	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨		キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	25.6	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		25.6

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 8 月 20
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区西院寿町40-3	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社京都マツダ 代表取締役 松島 正昭 電話 754 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0	台
		合 計 ③ (① + ②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	162	台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	162	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		222	台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		384	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.6	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	17.9	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		17.9

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 3 年 5 月 2 4 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒601-8445 京都市南区西九条菅田町15	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長兼COO 小林 康 電話 075-662-7600

京都市地球温暖化対策条例第 2 5 条第 3 項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	32 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	32 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	67 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	2 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	476 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	545 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		411 台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		988 台	
販売した新車 1 台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		19.9 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	18.6 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	23.0 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	

注 1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 1 0 人以下のもの
(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3. 5 トン以下のもの
2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 1 6 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 8 0 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

京 都 市 長	2021 年 6 月 30 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区吉祥院向田西町1	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社 京滋マツダ 代表取締役社長 津田 正樹 (電話 075-314-3751)

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	587 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	587 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		699 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		1,286 台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.0 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	-キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	19.6 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	19.6 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 8 月 20
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区山ノ内池尻町8-2	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社シュテルン京都 代表取締役 松島 正昭 電話 754 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	3 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	3 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	3 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	299 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	302 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		290 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		595 台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		13.7 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	14.7 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	15.4 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	15.4 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 3 年 8 月 30 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府向日市寺戸町寺田 5 0 - 2	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社スズキ自販京都 代表取締役 金塚 昭 電話075-924-6600

京都市地球温暖化対策条例第 2 5 条第 3 項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	4993 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	4993 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		0 台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		4993 台	
販売した新車 1 台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	23.6 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	

注 1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 1 0 人以下のもの
(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3 . 5 トン以下のもの
2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 1 6 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 8 0 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	23 年 5 月 7 日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院西溝崎町15番地	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社大黒商会輸入自動車部 代表取締役 井上雅文 電話 075-325-1500

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	0 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	0 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		609 台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		609 台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		10 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区西ノ京南大炊御門町1-1	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） トヨタカローラ京都株式会社 代表取締役社長 山本 宏樹 電話 463-1111

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	1 台
		合 計 ③ (① + ②)	1 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	6 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	1,734 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	1,740 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		392 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		2,133 台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		21.4 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	37.2 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	22.9 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	23.0 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院3丁目42-8	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 片岡 健 ネットエフ京平株式会社 代表取締役 長井 貴松 電話 681-7723

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	4 台
		合 計 ③ (① + ②)	4 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	661 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	270 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	931 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1537 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		2472 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.0 キロメートル
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	27.7 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	15.1 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	24.0 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区西院月賀町108番地1	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 京都府京都市山本善嗣 電話 -

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0	台
		合 計 ③ (① + ②)	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	5	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	967	台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	972	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1154	台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		2126	台	
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		18.4	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	28.7	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	22.4	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	22.5	キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛先) 京都市長	2021年 7月 24日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生仙念町5	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ネットヨタヤサカ株式会社 代表取締役 桑田 昌宏 電話075-802-0155

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	1	台
		合 計 ③ (① + ②)	1	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	7	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	656	台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	663	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		1495	台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		2159	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		152.0	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	32.9	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	27.7	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		30.3

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 8 月 20
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区西院南高田町10	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社服部モーター商会 代表取締役 松島 正昭 電話 754 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0	台
		合 計 ③ （ ① + ② ）	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	23	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	470	台
		合 計 ⑦ （ ④ + ⑤ + ⑥ ）	493	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		354	台
合 計 （ ③ + ⑦ + ⑧ ）		847	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.3	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	14.4	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	16.6	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		16.5

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 8 月 20
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区平野宮本町7	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファーレン京都 代表取締役 松島 正昭 電話 754 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	31 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	31 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		88 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		119 台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.8 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	18.5 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	18.5 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 8 月 20
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区高野西開町59	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファーレン古都 代表取締役 松島 正昭 電話 754 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	2 台
		燃料電池自動車②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	2 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑥	64 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	64 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		269 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		335 台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		15.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)⑩	15.6 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	15.6 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 5 月 27
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院三ノ宮西町93	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ホンダオートモリカワ 代表取締役 木下 泰一 電話 075-661-5311

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	1	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0	台
		合 計 ③ (① + ②)	1	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	908	台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	908	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		0	台
合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		909	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	21.2 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 3 年 5 月 2 3 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区北花山大林町 5 5 - 1	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ホンダカーズ京都 代表取締役 吉井 誠 電話 0 7 5 - 5 8 2 - 5 0 0 1

京都市地球温暖化対策条例第 2 5 条第 3 項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	8 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	2 台
		合 計 ③ (① + ②)	10 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑥	2294 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	2294 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		4784 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		7088 台
販売した新車 1 台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		16.5 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0 キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑩	18.2 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	0.0 キロメートル

注 1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 1 0 人以下のもの
(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3 . 5 トン以下のもの
2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 1 6 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 8 0 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 3 年 7 月 24 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市山科区御陵中筋町 1 番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ホンダ京都 代表取締役 磯田 尚孝 電話 591 - 7500

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	259 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	259 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		234 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		493 台
販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		21.7 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	―― キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	28.7 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	28.7 キロメートル

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 3 年 5 月 2 2 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 奈良市登美ヶ丘 4 - 5 - 5	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ホンダネット京奈 代表取締役 島田 順弘 電話 0742-52-3888

京都市地球温暖化対策条例第 2 5 条第 3 項の規定により報告します。			
販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0 台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0 台
		合 計 ③ (① + ②)	0 台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0 台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0 台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑥	169 台
		合 計 ⑦ (④ + ⑤ + ⑥)	169 台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		3 台
	合 計 (③ + ⑦ + ⑧)		172 台
販売した新車 1 台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		17.6 キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) ⑩	20.3 キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率	20.3 キロメートル

注 1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。
(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 1 0 人以下のもの
(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3 . 5 トン以下のもの
2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 1 6 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 8 0 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	R3年 6月 9日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院蒔絵南町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ヤナセ 京都支店 支店長 中島幸夫 電話 671-1181

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	1	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0	台
		合 計 ③ （ ① ＋ ② ）	1	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	1	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	259	台
		合 計 ⑦ （ ④ ＋ ⑤ ＋ ⑥ ）	260	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		424	台
合 計 （ ③ ＋ ⑦ ＋ ⑧ ）		685	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		12.5	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	12.4	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	15.6	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		15.6

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

新車販売実績報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2021 年 8 月 20
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市西京区桂千代原町56	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社平安スズキ 代表取締役 松島 千佳 電話 754 - 6121

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

販売した新車の台数	温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①	0	台
		燃 料 電 池 自 動 車 ②	0	台
		合 計 ③ （ ① + ② ）	0	台
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④	0	台
		専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤	0	台
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥	95	台
		合 計 ⑦ （ ④ + ⑤ + ⑥ ）	95	台
	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧		172	台
合 計 （ ③ + ⑦ + ⑧ ）		267	台	

販売した新車1台当たりの燃料消費効率	販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの		20.5	キロメートル
	温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨	0.0	キロメートル
		揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩	24.5	キロメートル
		⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率		24.5

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。